

農業機械士養成研修前期課程実施要領

1 農業機械研修の種類及び内容

富山県農業機械研修実施方針に基づき、令和2年度農業機械研修計画により実施する。

2 研修の申込み

- (1) 研修受講希望者は、受講申込書（様式第1号）を農業機械研修センターにFAX等で提出し、受講日決定後、受講申込書に添付書類（受講申込書下欄に記載）を添えて、受講について推薦を依頼する機関（農林振興センター、市町村または関係団体等）へ提出する。
- (2) 受講申込書の提出を受けた農林振興センター、市町村及び関係団体等は、推薦書（様式第2号）を添え、農業機械研修センターへ提出する
- (3) 提出期限
受講開始日の1か月前までとする。

* 作業機を装着した農耕トラクタの公道走行に関し、道路運送車両法に基づく保安基準の見直しが行われたことに伴い、農耕用大型特殊自動車免許取得のため、受講希望者の大幅な増加が見込まれます。

受講申込み、受講者の推薦に当たっては以下のとおり、ご協力願います。

- ・多数の方の受講を希望される組織については、年次計画を立てて複数年での受講へのご協力をお願いします。申込者多数の組織は、当方で受講者数を調整させていただく場合があります。
- ・自動車学校での大型特殊自動車免許（限定なし）取得についてもご検討ください。

3 研修修了者

農業機械士養成研修受講者のうち、研修の総時間数の5分の4に相当する時間以上出席し、かつ成績が良好であるものを修了者とみなす。

4 その他

(1) 携行品

筆記用具、作業服、雨具、運転免許証、及び研修内容、受講者の個別事情等により必要なもの。

(2) 連絡先

(公社)富山県農林水産公社 農業機械研修センター
〒939-2707 富山市婦中町東本郷101
TEL (076) 465—4424
FAX (076) 465—5481